

第 7 回 口 頭 弁 論 調 書

事 件 の 表 示	令和6年(行ウ)第62号(第1事件) 令和6年(行ウ)第63号(第2事件)
期 日	令和7年7月29日午後2時00分
場所及び公開の有無等	東京地方裁判所民事第38部法廷で公開
裁 判 長 裁 判 官	鎌 野 真 敬
裁 判 官	志 村 由 貴
裁 判 官	池 邊 大 喜
裁 判 所 書 記 官	清 水 健 太 郎
出 頭 し た 当 事 者 等	別紙1出頭当事者目録記載のとおり
指 定 期 日	令和7年10月1日午後1時30分進行協議(既指定) 令和7年10月1日午後2時00分口頭弁論(既指定) 令和7年12月23日午前10時30分進行協議 令和7年12月23日午前11時00分口頭弁論
	弁 論 の 要 領 等

出頭当事者

従前の口頭弁論の結果陳述

被 告

準備書面(7)陳述

第1・第2事件原告ら

1 準備書面(7)及び準備書面(8)陳述

2 第2事件訴状訂正申立書2枚目から4枚目までの「不開示処分目録4に係る不開示部分目録」のAからFまでの各(2)の不開示部分は、同申立書1枚目のと

おり、これらに係る画像（同申立書の後ろから2枚目）のうち、縦7cm、横10cm程度の不開示部分中第2事件各原告らの保有個人情報に係る部分である。

裁判長

被告は、令和7年9月24日までに、①原告らの準備書面（7）及び同（8）についての反論をされたい。また、同日までに、②本調書添付別紙2に記載の各点について主張の補充を検討されたい。

証拠関係別紙のとおり

裁判所書記官 清水 健太郎

出頭当事者目録

1 原告

(1) 第1・第2事件原告

小澤隆一

(2) 第1事件原告

小森田秋夫、平和元、彌重仁也、

(3) 第2事件原告

加藤陽子

2 原告ら代理人等

(1) 第1事件原告兼第1・第2事件原告ら代理人

福田護、三宅弘、米倉洋子、南典男、大江京子、神谷延治、辻田航、
三宅千晶

(2) 第1・第2事件原告ら代理人

関守麻紀子、大山勇一、安齋由紀

3 被告指定代理人

田中隆士、市原麻衣、鈴木吉憲、原田直也、岸彩子、林花梨、
佐藤和斗、鈴木智文、日野早矢香、河北浩之

以上

令和6年(行ウ)第62号、第63号

被告は、次の各点について、主張の補充を検討されたい。

1 文書(第2事件については保有個人情報)の不存在を理由とする不開示決定
(本件処分1~6、9、11、13~30)について

- (1) 本件では、内閣総理大臣の開示の権限が委任されているところ、各処分行政
庁にどのような文書の開示の権限が委任されているのかを整理した上で、処分
行政庁ごとに(文書の不存在を理由とする不開示決定ごとに)、文書の存否に
ついて、主張を整理していただきたい(注)。

その際、公文書管理法並びに内閣官房行政文書管理規則及び内閣府行政文書
管理規則上の文書の作成・保存義務の主体が誰であるかも踏まえて主張してい
ていただきたい。被告は、総括文書管理者については、総括文書管理者の下、職員
が管理する旨の主張をしていることからすると、総括文書管理者はそれらの義
務の主体ではないと位置付けているという理解でよいか、部局文書管理者(内
閣官房。内閣府においては主任部局管理者)及び文書管理者についてはどうか
も、明らかにしていただきたい。

(注) 以下、便宜上、本件処分1(内閣総務官による情報公開法に基づく不開示
決定)を例に補足する。

内閣総務官に開示の権限が委任されているのは内閣総務官室の所掌事務に係
る文書であると理解されるが(乙A6参照)、被告の主張としては、内閣総務
官が作成・取得した文書には限られず、また、内閣総務官室の職員が作成・取
得した文書にも限られないということによいのか。すなわち、被告準備書面(3)
11頁からすると、内閣官房全体の職員が作成・取得した文書のうち、内閣総

務官室の所掌事務に係る文書ということによいのか。

被告は、内閣総務官が処分行政庁としてした文書不存在を理由とする不開示決定について、内閣総務官が作成又は取得していない旨の主張をしているが

(被告準備書面(1)71頁以下、被告準備書面(7)8頁も同様。)、内閣総務官に開示の権限が委任されているのは、内閣総務官が作成又は取得した文書には限られないのではないか。前段落の点を踏まえ、文書の存否について、主張を整理していただきたい(被告は、内閣官房の職員の作成義務についても、原告の主張に対する反論として、主張をしているが(被告準備書面(6)8頁以下)、改めて主張を整理していただきたい。)

- (2) 令和2年改選に係る事務について、誰が、いつ、どのような行為をしたのか、整理して主張されたい(被告準備書面(1)55～57頁及び被告準備書面(4)3～4頁で主張されているが、より具体的に説明されたい。)

例えば、本件総合調整事務について、杉田副長官が行った旨の主張はされているが(被告準備書面(6)10頁、被告準備書面(7)21頁、23頁)、いつ頃、誰との間でどのような内容の総合調整事務を行ったのか。内閣官房又は内閣府において、杉田副長官のほかに、本件総合調整事務に関与した職員はいないのか。

また、本件では、推薦より前に作成された文書も問題となっていることから、推薦より前の事実経過についても説明されたい(被告準備書面(6)20頁で、選考作業の時期に関する主張があるが、時系列的に整理されたい。)

- (3) 被告準備書面(4)4頁、被告準備書面(6)16頁、被告準備書面(7)7頁、9頁、16頁において、被告は、令和2年改選について、公文書管理法4条にいう「意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができる」文書として、甲A60などがある旨や、甲

A60を中心とした各文書を作成、保存した旨を主張するが、甲A60のほかに何があるという主張なのか。

- (4) 甲A37の答申書42頁(裁決書でいえば甲A40・11頁等)の諮問庁の説明で言及されているような想定問答や答弁書案等について、内閣府において作成したのか否かを明らかにされたい。また、作成した場合には、本件の対象文書該当性について主張するとともに、誰が(どの部局の職員が)作成し、誰が(どの部局において)管理しているのかを明らかにされたい。
- (5) 探索の範囲(原告らの2025年5月14日付け「求釈明書」の求釈明事項6、被告準備書面(7)17頁以下)につき、次の点を明らかにされたい。

ア 電子文書

探索の範囲に含まれる電子メールは、どの範囲の電子メールか。例えば、行政文書の管理に関するガイドラインに挙げられている保存要領の例(乙A1・33頁)によると、電子メールのうち、意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書に該当するものについては、共有フォルダ等に保存するとされているが、探索の範囲は、共有フォルダ等に保存された電子メールに限られるのか。それとも、職員(令和2年度当時の職員も含む。)の電子メールも探索の範囲にしたのか。

また、共有フォルダや電子メールについて、どのようにして(例えばいかなる検索用語を用いて)探索をしたのか。

イ 紙文書

机、書庫、書棚の探索は、公文書管理法に規定する行政文書ファイル等に限って行われたのか。行政文書ファイル等に限っていないとすれば、どの範囲で探索をしたのか。

また、令和2年度当時の職員の机は探索に含まれているのか。

2 第1事件各一部開示決定（本件処分7、8、10）について

(1) 令和7年6月3日及び同月6日の最高裁判決を踏まえ、合理的に区切られた範囲ごとに、記載内容を明らかにするとともに、「おそれ」の有無について主張の補充があればされたい。

(2) 上記(1)に関連して、被告は、本件情報B（「への説明資料」の後）が本件情報A（「への説明資料」の前）と一体的な情報であると主張するが、この主張を維持するのであれば、一体的な情報といえる理由（内容等）を主張していただきたい。

3 国賠請求について

被告準備書面(7)16頁においては、原告らの予備的主張が、被告の各職員が原告らの主張する文書の作成義務を負っていることを前提とする主張であるとし、それを前提に反論しているが、原告らの予備的主張は、取得した場合の保存義務も問題としていると思われることから、この点についても反論されたい。

(甲A 号証)		書 証 目 録			(原告ら 提出分)	
(この目録は、各期日の調書と一体となるものである。)						
番 号	提 出		陳 述			備 考
	期 日	標 目 等	期 日	成 立	成立の争いについての主張	
1 ~ 75	第 1 回 <input checked="" type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備	証拠説明書(2024.4.19付) のとおり ただし、「原本」とあるのを すべて「写し」と訂正 また、甲A40~甲A51の作成者 をいずれも「内閣総理大臣」 と訂正	第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備			
76a1 ~ 83	第 5 回 <input checked="" type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備	証拠説明書(2025.2.6付) のとおり	第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備			
84	第 6 回 <input checked="" type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備	証拠説明書(2025.5.12付) のとおり	第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備			
85 ~ 88	第 7 回 <input checked="" type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備	証拠説明書(2025.7.22付) のとおり	第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備			
	第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備		第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備			
	第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備		第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備			

(注) 該当する事項の□にレを付する。